

請求について

Q1

請求書の「金 _____ 円」欄は、検診料額又は補助金額、どちらを記入しますか？また、請求書の会員請求印と配偶者請求印は、同一印でもいいですか？

Q2

1年度間に、個別に人間ドックと脳ドックを検診した場合は、それぞれ1回ずつ(計2回)補助金の請求・受給ができますか？

Q3

請求書をファミリーパックに提出しましたが、会員事業所(企業)に振り込まれる日はいつですか？

A1

補助金を請求していただくための請求書であるため、補助金額を記入してください。

なお、会員と配偶者が同一用紙にて請求をされる場合は、補助金の合計金額を記入してください。

請求印は同一の認め印でもかまいません。

A2

補助金の支給は、人間ドックと脳ドックを合わせて1年度間に1人1回のみとなります。

A3

請求書の受付日によって振込日が以下のとおり決まっていますので、参考にしてください。

なお、休祝日、年末年始等によっては、振込日が前後する場合があります。

- ・受付 4/ 1 - 4/10 → 振込 4月末日
- ・受付 4/11 - 5/10 → 振込 5月末日
- ・受付 5/11 - 6/10 → 振込 6月末日
- ・受付 6/11 - 7/10 → 振込 7月末日
- ・受付 7/11 - 8/10 → 振込 8月末日
- ・受付 8/11 - 9/10 → 振込 9月末日
- ・受付 9/11 - 10/10 → 振込 10月末日
- ・受付 10/11 - 11/10 → 振込 11月末日
- ・受付 11/11 - 12/10 → 振込 12月末日
- ・受付 12/11 - 1/10 → 振込 1月末日
- ・受付 1/11 - 2/10 → 振込 2月末日
- ・受付 2/11 - 3/10 → 振込 3月末日
- ・受付 3/11 - 3/31 → 振込 4月末日

領収書について

Q4

領収書に「人間ドック」又は「脳ドック」と明記されていません。その場合は、補助金の支給対象とならないですか？

Q5

請求書に添付する領収書は原本に限りますか？

A4

領収書に「人間ドック」又は「脳ドック」と明記されていない場合は、補助金の支給対象となりません。

A5

原則、領収書は原本に限ります。

補助対象について

Q6

私の会社では、人間ドック又は脳ドックの検診料は会員事業所（企業）が負担し、そのオプション検診料については、自己負担をすることとなっています。その場合は、補助の対象となりますか？

Q7

自治体やその他共済組合等から人間ドック・脳ドックの補助を受けた場合は、ファミリーパックの補助対象となりますか？

また、全国健康保険協会等が実施する「一般検診」「付加健診」「特定健康診査」等の生活習慣病予防検診も補助の対象となりますか？

Q8

県外の医療機関で検診した場合も、補助の対象になりますか？

A6

補助金額以上のオプション検診料を自己負担し、かつ、領収書に人間ドック又は脳ドックと記載されている場合は、補助の対象となります。

A7

自治体やその他共済組合等から補助を受けられた場合は、ファミリーパックの補助対象とはなりません。

また、全国健康保険協会等が実施する「一般検診」「付加健診」「特定健康診査」等の生活習慣病予防検診も補助の対象とはなりません。

A8

県外の医療機関で検診された場合も、補助の対象となります。

その他

Q9

「提携医療機関」と「その他医療機関」と区別がされていますが、「提携医療機関」で検診した場合の特典等を教えてください。

A9

「提携医療機関」は、ファミリーパックとの契約により、原則、協定料金を定めています。そのため、3%～10%程度の割引料金で検診が可能となり更に、補助要件に達している場合は、補助金を支給します。

「その他医療機関」で検診された場合は、補助金のみの支給となります。

Q10

補助金は、会員事業所（企業）の給付金振込口座に振り込まれると「人間ドック・脳ドック検診費補助金請求書」に記載されていますが、個人の指定預金口座に振込みを変更することはできますか？

A10

補助金は会員事業所（企業）を通して支給していますので、個人の指定預金口座への振込みはできません。